

網状アスファルトルーフィング

JIS A 6012 : 2005

網状アスファルトルーフィング

Woven fabrics asphalt roofings

1. 適用範囲 この規格は、防水工事、防湿工事などに用いる網状アスファルトルーフィング（以下、ルーフィングという。）について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 2207 石油アスファルト

JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方

JIS L 0206 繊維用語（織物部門）

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

3. 種類 種類は、表 1 による。

表 1 種類

種類	原反	備考
合成繊維ルーフィング	合成繊維 ⁽¹⁾	天然又は有機合成繊維で作られた粗布 ⁽²⁾ （以下、原反という。）に、アスファルトを浸透、付着させたもの。
綿ルーフィング	綿	
麻ルーフィング	麻	

注⁽¹⁾ 有機合成繊維が 60 %以上の混紡品を含む。

⁽²⁾ 粗布とは、たて糸、よこ糸に主として 20°以下の単糸を使用したあら目の平織物をいう（JIS L 0206 参照）。

4. 品質 品質は、7. によって試験を行い、表 2 の規定に適合しなければならない。

表 2 品質

種類	合成繊維ルーフィング	綿ルーフィング	麻ルーフィング	適用試験箇条
製品の単位面積質量 g/m^2 ⁽¹⁾	180 以上	170 以上	160 以上	7.4
原反の単位面積質量 g/m^2	80 以上	70 以上	70 以上	7.5
原反に対するアスファルトの浸透率 %	120 以上	130 以上	120 以上	7.5
引張強さ N/cm	120 以上	60 以上	40 以上	7.6
耐折り曲げ性	き裂を生じないこと	き裂を生じないこと	き裂を生じないこと	7.7
加熱減量 %	—	—	4.5 以下	7.8
アスファルト透過時間 秒	30 以下	30 以下	30 以下	7.9

注⁽¹⁾ 表示値に対して、5.2 の許容差の範囲とする。

5. 寸法及び製品の単位面積質量

5.1 寸法 寸法は、受渡当事者間の協定による。

5.2 寸法及び製品の単位面積質量の表示値に対する許容差 寸法は 7.2 によって、及び製品の単位面積質量は 7.4 によって試験をした場合、表示値に対する許容差は、表 3 による。

表 3 寸法及び製品の単位面積質量の表示値に対する許容差

長さ	幅	単位面積質量
プラス側は規定しない。 マイナス側は認めない。	プラス側は規定しない。 マイナス側は 5% まで認める。	プラス側は規定しない。 マイナス側は認めない。

6. 外観 外観は、7.3 によって試験を行い、次の規定に適合しなければならない。

- a) 相互に粘着する部分がないこと。
- b) 裂けた箇所、しわ及び折れ目がないこと。
- c) 織り目が著しく乱れていないこと。
- d) アスファルトの付着が過剰で、網目が著しくふさがっていないこと。

JIS A 6012 : 2005

網状アスファルトルーフィング 解 説

この解説は、本体に規定した事柄及びこれに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

この解説は、財団法人日本規格協会が編集・発行するものであり、この解説に関する問合せは、財団法人日本規格協会へお願いします。

1. 改正の趣旨 アスファルトルーフィング関係の規格である、**JIS A 6005**（アスファルトルーフィングフェルト）、**JIS A 6012**（網状アスファルトルーフィング）、**JIS A 6013**（改質アスファルトルーフィングシート）、**JIS A 6022**（ストレッチアスファルトルーフィングフェルト）及び**JIS A 6023**（あなあきアスファルトルーフィングフェルト）（以下、アスファルトルーフィング関係**JIS**という。）に関して、記述様式の見直しが必要となり、更に引用規格の改正・廃止などが行われたため、この規格を見直すこととなった。

2. 改正の経緯 この規格は 1971 年に制定され、その後、1977 年及び 1993 年に改正が行われた。1993 年の改正点は SI 単位の採用、記述様式の見直しであり、それ以降大きく改正されることもなく現在に至っている。今回の改正には、アスファルトルーフィング関係**JIS**の記述様式の見直し、整合性を考えての試験方法の統一化の意向があり、更に引用規格の改正・廃止などが行われたため、この規格を見直すこととなり、次の基本方針で作業を進めた。

- a) **記述様式の見直し** **JIS Z 8301**（規格票の様式）に従って、アスファルトルーフィング関係**JIS**の記述様式を見直し、整合性を図る。
- b) **規格の体系化** アスファルトルーフィング関係**JIS**の整合性を考えて、試験方法を見直し、統一化を図る。
- c) **引用規格の改正** アスファルトルーフィング関係**JIS**に引用されている規格の改正・廃止などが行われたため、その内容を確認のうえ、関連する箇所の改正を行う。
- d) **国際単位 (SI) の導入** 従来単位による数値を参考値として併記していたものから、更に SI 単位の導入を進め、規格値は SI 単位による数値だけとし、併記していた従来単位による数値は削除する。

3. 審議中に問題となった事項 審議中特に問題となった事項は、次の点である。

- a) **種類別の使用実績** 網状アスファルトルーフィングの種類に関する整理に関連して、種類別の使用実績についての指摘があり、調査した結果、綿ルーフィング及び麻ルーフィングの使用量はごくわずかで、合成繊維ルーフィングが 9 割以上を占めていた。この結果を踏まえて、種類は従来どおり 3 種類とし、表記順序を使用実績の実状に合わせて、合成繊維ルーフィング、綿ルーフィング及び麻ルーフィングの順に入れ替えた。使用する合成繊維の種類についても、以前は無機系及び有機系のものを用いていたが、無機系のは現在使用していないことによって、使用する合成繊維は“有機合成繊維”と限定した。
- b) **試験に使用するアスファルトの種類** アスファルト透過時間の試験に使用する防水工事用アスファルト

ト1種は、現在ほとんど製造されていないため、入手が困難な状況である。そこで、製造及び使用実績のある防水工事用アスファルト3種を用いて試験を行い比較したところ、透過時間はほとんど変わらないという試験結果を得たので、試験に使用するアスファルトの種類を、防水工事用アスファルト1種から防水工事用アスファルト3種に変更した。

4. 規定項目の内容 ここでは、主として規格の改正点を中心に述べる。

4.1 適用範囲 (本体の 1.) 従来単位系による単位・数値を、{ } を付けて参考値として備考 1. とし記載していたが、SI 単位系による単位・数値だけの記載としたことによって、備考 1. は削除した。また、備考 2. とし引用規格が記載されていたが、様式の見直しによって新しく箇条を起こし“2. (引用規格)”として、定型文を入れた。

4.2 引用規格 (本体の 2.) “1. (適用範囲)”の備考に記載されていた引用規格を、新しく箇条を起こし、“2. (引用規格)”とし、定型文を入れた。また、引用規格の改正・廃止の調査を行い、関連する箇所の見直し、改正を行った。

4.3 種類 (本体の 3.) 種類は、アスファルトルーフィング関係 JIS に合わせて表とし、原反及び備考を追加した。備考には網状アスファルトルーフィングについての説明を入れ、製造方法 (旧本体 5.) は削除した。また、種類の表記順序を、使用実績の実状に合わせて、合成繊維ルーフィング、綿ルーフィング及び麻ルーフィングの順に入れ替えた。原反として使用する“合成繊維”も実状に合わせ“有機合成繊維”と限定し、備考及び脚注に表記した。

4.4 品質 (本体の 4.) 種類の表記順序を、使用実績の実状に合わせて、合成繊維ルーフィング、綿ルーフィング及び麻ルーフィングの順に入れ替えた。また、アスファルトルーフィング関係 JIS に合わせ、一巻の長さ及び幅は削除し、新しく箇条を起こし“5. (寸法)”として規定した。

a) 製品の単位面積質量 従来どおり。ただし、名称を“製品の単位質量”からアスファルトルーフィング関係 JIS に合わせて“製品の単位面積質量”とした。

b) 原反の単位面積質量 従来どおり。ただし、名称を“原反の単位質量”からアスファルトルーフィング関係 JIS に合わせて“原反の単位面積質量”とした。

c) 原反に対するアスファルトの浸透率 従来どおり。

d) 引張強さ 従来、25 mm 幅に対する引張荷重を N 単位で表示していたが、アスファルトルーフィング関係 JIS に合わせて、幅 1 cm 当たりの引張荷重に換算して SI 単位だけで表示することとし、数値を 10 の単位に切り上げた。

e) 耐折り曲げ性 従来どおり。ただし、試験の名称を“折り曲げ試験”からアスファルトルーフィング関係 JIS に合わせて“耐折り曲げ性”とした。

f) 加熱減量 従来どおり。

g) アスファルト透過時間 従来どおり。ただし、試験に使用するアスファルトを、現在、製造実績がほとんどない防水工事用アスファルト1種から、製造及び使用実績のある防水工事用アスファルト3種に変更した。

4.5 寸法 (本体の 5.) 1巻の長さ及び幅は新しく“5. (寸法)”として箇条を起こし、寸法は、アスファルトルーフィング関係 JIS に合わせて受渡当事者間の協定によることとし、柔軟な対応ができるようにした。

4.6 外観 (本体の 6.) 従来どおり。ただし、表現方法をアスファルトルーフィング関係 JIS に合わせて変更した。

解 2

4.7 試験（本体の 7.） 試験方法・条件などは、アスファルトルーフィング関係 JIS の統一化を考慮し、極力、同一となるように検討を行った。さらに、測定時の精度についての“1 mm まで”、“1 g まで”という表記を“1 mm の単位まで”、“1 g の単位まで”と、より分かりやすい表記に変更した。

4.7.1 試験の一般条件（本体の 7.1）

- a) 試験場所の温湿度条件並びに試験体及び試験片の養生条件 アスファルトルーフィング関係 JIS に合わせて規定した。
- b) 試験片の作製 製品の単位面積質量の試料を、試験片として本体の図 1 に表記した。
- c) 数値の扱い 従来単位 (kgf) を SI 単位に換算する換算式を削除し、“数値の丸め方”を追加した。

4.7.2 寸法の測定（本体の 7.2） 長さにおいて“mm”で表示されていたものを“m”での表示に変更した。さらに、測定時の精度の表記を“の単位まで”とした。

4.7.3 外観（本体の 7.3） アスファルトルーフィング関係 JIS に合わせ、“外観”として新たに箇条を起こし、外観試験について規定した。

4.7.4 製品の単位面積質量（本体の 7.4） 測定時の精度の表記を“の単位まで”とし、更に、記述様式を変更した。

4.7.5 原反の単位面積質量及び原反に対するアスファルトの浸透率（本体の 7.5） 抽出に用いる溶剤は、アスファルトルーフィング関係 JIS に合わせ、“ベンゾール、四塩化炭素又は二硫化炭素などの溶剤”から、“トルエンなどの炭化水素系溶剤”に変更した。溶剤の選定に際しては、安全性や人体への影響、環境への影響などを十分に考慮し、使用することが必要である。さらに、抽出装置に関しても、道路舗装のアスファルト混合物の抽出に使用されている自動遠心分離抽出装置などの装置を応用して抽出することも考えられることから、“ソックスレー抽出器”と限定した表記を“抽出器”及び“ソックスレー抽出器、又はこれに準じるもの”に変更した。そして、測定時の精度の表記を“の単位まで”とするとともに、記述様式を変更した。

4.7.6 引張強さ（本体の 7.6） アスファルトルーフィング関係 JIS の統一化を考慮し、記述内容を JIS A 6013 を参考に変更した。さらに、記述様式を変更した。

4.7.7 耐折り曲げ性（本体の 7.7） “折り曲げ性能”の表記を改め、“耐折り曲げ性”とし、記述様式を変更した。

4.7.8 加熱減量（本体の 7.8） 記述様式を変更した。

4.7.9 アスファルトの透過時間（本体の 7.9） 試験に使用するアスファルトを、現在、製造実績がほとんどない防水工事用アスファルト 1 種から、製造及び使用実績のある防水工事用アスファルト 3 種に変更した。さらに、記述様式を変更した。

4.8 検査（本体の 8.） 検査は、アスファルトルーフィング関係 JIS に合わせ、合理的な抜取検査方式によることができるものとした。

4.9 表示（本体の 9.） 表示様式をアスファルトルーフィング関係 JIS に合わせ変更し、“製造工場名又はその略号”の表示を追加した。

5. 原案作成委員会の構成表 原案作成委員会の構成表を、次に示す。

JIS A 6012 改正原案作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	○ 田 中 享 二	東京工業大学応用セラミックス研究所
(委員)	谷 谷 重 男	経済産業省製造産業局
	岩 永 明 男	経済産業省産業技術環境局
	寺 本 英 治	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	寺 前 實	国土交通省住宅局
	○ 伊 藤 弘	独立行政法人建築研究所
	帆 刈 均	都市基盤整備公団技術管理部
	○ 小 川 晴 果	株式会社大林組技術研究所
	○ 松 本 洋 一	清水建設株式会社技術研究所
	○ 長 田 雅 夫	株式会社日本設計監理部
	○ 星 野 隆	アスファルトルーフィング工業会 (東和工業株式会社)
	○ 中 沢 裕 二	アスファルトルーフィング工業会 (田島ルーフィング株式会社)
	○ 古 市 光 男	アスファルトルーフィング工業会 (日新工業株式会社)
	○ 大 関 守 彦	アスファルトルーフィング工業会 (昭石化工株式会社)
	○ 岩 泉 秀 徳	トーチ工法ルーフィング工業会 (宇部興産株式会社)
	○ 岩 本 憲 三	三ツ星ベルト株式会社建設資材事業部
	○ 嶋 山 貞 治	財団法人日本規格協会
(事務局)	○ 清 水 市 郎	財団法人建材試験センター
	佐 藤 哲 夫	財団法人建材試験センター
	天 野 康	財団法人建材試験センター
	鈴 木 庸 夫	財団法人建材試験センター

備考 ○印は、分科会委員を示す。